

【判例研究】

妄想性障害に基づく妄想の強い影響を認めて 心神耗弱とした原判決を維持した事例

——淡路島精神工学戦争事件——

[最高裁令和3年1月20日第三小法廷決定 令和2年
(あ)第321号 殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反
被告事件 判例秘書 L07610026 LEX/DB25590042]

箭野 章五郎

〈事実の概要〉

被告人は、「精神工学戦争なるものが行われている」という考えを持ち、近隣住人（本件被害者であるA一家およびB一家（合計5人）、以下「被害者ら」という）がその従業員であり、自分や自分の家族を攻撃していると思い込み、被害者らに対する報復と精神工学戦争が実際に存在していることを裁判の場で明らかにすることを目的に被害者らを殺害することを企て、被害者ら宅を訪れ、携行したサバイバルナイフで次々と被害者らを襲い、胸部等を多数回突き刺すなどして殺害した。

本件では、主たる争点として被告人の責任能力が争われた。

〈審理の経過〉

一審判決（神戸地判平成29・3・22 LEX/DB25448600）は、起訴前鑑定および裁判員法50条による鑑定（以下、「一審鑑定」という）の結果に概ね沿って¹、「犯行時、被告人は、リタリンの使用に起因する薬剤性精神病に罹患しており、犯行動機は、同病による妄想の影響があったとしながら、被害

者一家らの殺害を決意し、実行した被告人の意思決定と行動の過程には、病気の症状は大きな影響を与えていなかった」とし完全責任能力を認め、死刑判決を言い渡した。

これに対して、控訴審（大阪高判令和 2・1・27LEX/DB25570707）では、被告人の犯行時の精神状態について、原審で取り調べた精神科医の見立てで説明しきれぬのか疑問の余地がないわけではないなどとして、新たに選任した鑑定人による精神鑑定（以下、「控訴審鑑定」という）が実施された。そして、一審判決が基礎とした精神鑑定（一審鑑定等）は、控訴審鑑定に比して、責任能力判断に密接に関わる点で信用性が低いことが明らかとなったとし、控訴審鑑定²に基本的に依拠しつつ、責任能力に関して以下のような判断を下している。

まず、(ア) 被告人の妄想の内容と強さについて、生活状況の大きな変化によるストレスが原因で妄想的意味づけが活発になったことは、妄想性障害の病状が悪化したとみるべきであり、病状の悪化はみられないという一審鑑定人の見解は採用できない、そうすると、被告人の犯行の原因となっている妄想は、精神医学的観点からみて、妄想性障害という精神障害の症状が極めて悪化し、衝動性、攻撃性も高まったものと評価できるから、この点に係る一審鑑定等に依拠し、原判決が、被告人の本件時の病状はそれほど悪化していないとみたことには賛同し難いとし、(イ) 妄想の影響の強さについては、被害者ら家族は工作人員であり自分たちに長年攻撃をしてきているという妄想を前提として、それに対する報復をし、裁判の場で精神工学戦争の存在を明らかにする、という犯行動機は、被告人の妄想でしか説明が付かないから、被告人の妄想が本件の決定的な原因であり、妄想の本件犯行に対する影響は極めて大きかったとするのがその論理的帰結である、とし、結論としての完全責任能力との一審判断に大きな疑問が生じるとする。

次いで、「責任能力の有無・程度は、被告人の精神障害の状態という生物学的基礎の上に、事理弁識能力及び行動制御能力がどの程度障害されていたか、逆にいえば、どの程度正常なまま残っていたかを、法的に判断するものである。これまでの検討の結果、被告人は、妄想性障害という精神障害が重篤化し、強い妄想の影響により、本件犯行を行ったものといえる。しかし、そのことから直ちに、責任能力が失われていたとか、著しく制限されていた

ということにはならない。これまでに明らかにされた精神医学的な判断を基礎として、心理学的要素について検討を加え、法的に責任能力の判定を下す必要がある。」とした上で、(ア) 犯行動機、(イ) 犯行前の行動、(ウ) 犯行態様、(エ) 犯行後の行動、等を順次検討し、次のような判断がなされている。

「本件犯行の動機、犯行前から犯行後までの一連の被告人の行動等を検討しても、当審鑑定が示す、被告人の妄想性障害の病勢が悪化し、被害妄想が一層深刻なものとなって、被告人の衝動性、攻撃性が極めて高まった結果の犯行であるとの基本的な見方は支持される。」、「被告人が、本件犯行を違法なものとして認識していたのは明らかである。その意味では、事理弁識能力は、少なくとも最低限保たれていたといえる。犯行前にどれくらいの刑になるのかを調べたり、犯行直後に、裁判になるのもう会えないといったメッセージを送ったり、警察官に対し弁護士が来るまで話さないなどと述べたこと等に照らしても、原判決の、被告人が、自分の行動が殺人としての犯罪になり、逮捕され裁判を受けることになることを認識していたとの説示自体に、誤りはない。」、「しかし、被告人は、たとえ処罰を受けることになっても、妄想性障害に基づく妄想の強い影響を受けていたために、自己の復讐を果たすとともに、精神工学戦争の存在を明らめたいとの動機に基づき、そのような行為に出ることが正しいことであると認識して、規範障害を乗り越え、本件に及んだと認めるのが相当である。本件犯行を思いとどまる能力（制御能力）は、妄想のために著しく減退していたとみられる。その結果、被告人は、本来の人格からは相当解離のある、残虐な殺害行為を、短時間のうちにためらいもなく、次々に行ったと考えられるのである。」、「もっとも、制御能力は、なお多少は保持されていたとみるべきである。被告人は、本件犯行が、刑事処罰を受ける違法な行為であると理解しつつも、妄想が極めて強くなり、その妄想に基づく動機によって殺害行為に出ることが正しいことと位置付けて、規範障害を乗り越えたといえるが、このような場合、制御能力がほぼ完全に失われていたか否かを判断するには、被告人が本件犯行を余儀なくされた、すなわち、被告人において他の行為を選択する余地がなかったか、このような殺害行為を避けることはできなかったのかを検討する必要がある。被告人が、強い妄想の影響下にあったとはいえ、被害者一家らの殺害に直結す

るような命令性の幻覚や幻聴があったわけではない。また、殺害行為に及ばなければならぬほど切迫した恐怖感（今そのような殺害行為に出なければ、自分の生命等に重大な危害が及ぶというようなもの）までは、被告人が抱いていなかったことも明らかである。そうすると、被告人が、妄想の影響によって、直接的に行為を支配された結果本件犯行に及んだという疑いはなく、制御能力は、被告人の犯行時の精神障害の状態を基準に考えてもなお、完全には失われていなかったと評価すべきである。」「…被告人の責任能力につき、完全責任能力を認定した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認がある。論旨は、この限度で理由がある。」

これに対して上告がなされた。

〈決定要旨〉

上告棄却。

弁護人の「上告趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法 405 条の上告理由に当たらない。よって、同法 414 条、386 条 1 項 3 号、181 条 1 項ただし書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。」

これにより、控訴審判決が最高裁によって維持された。

〈評釈〉

1. はじめに

本件における主要な争点は責任能力の有無・程度である。一審判決は、同審での鑑定に従い、リタリンによる薬剤性精神病に罹患しており、「犯行動機は、同病による妄想の影響があったとしながら、被害者一家らの殺害を決意し、実行した被告人の意思決定と行動の過程には、病気の症状は大きな影響を与えていなかった」とし完全責任能力を認めたが、これに対して、控訴審判決は、新たに鑑定人を選任し、その鑑定に従い、妄想性障害（パラノイ

ア) にり患しており、妄想の本件犯行に対する影響は極めて大きいことを認め、その上で、制御能力につき、妄想のため著しく減退していたが、なお完全には失われていなかったとして心神耗弱としている。

本件では、控訴審判決は、一審鑑定信用性をかなりの程度で否定し、それとともに、自らの判断の基本的に依拠する鑑定を定め、それにもとづき検討を進めているということになる。ただ他方で、一審判決、控訴審判決ともに、犯行時の被告人の症状として妄想があり、それが犯行動機に影響を及ぼしたこと自体は認めており、この点では共通しており、妄想の犯行動機への影響の程度、ひいては、弁識能力・制御能力、ことに制御能力を行為時の当該精神障害の症状である妄想がどの程度害していたのかをめぐる評価につき、その評価を異にした事案ということになるであろう。

妄想性障害をはじめ、他の精神障害も含めて妄想が症状となっている場合で、それによる責任能力の有無・程度が問われた、比較的近時の殺人等の重大事犯に関する裁判例（とくに完全責任能力、責任無能力とした場合）との相違なども問題となろう。

2. 妄想性障害について

伝統的精神医学では、パラノイア（妄想症）と称され、著名な Kraepelin の定義では、「内的原因から発生し、思考、意志、および行動の秩序と明晰さが完全に保たれたまま徐々に発展する、持続的で揺るぎない妄想体系」とされる。ただし、独立した疾患概念であるのかについては、「これを独立した疾患概念とみなすべきかという『パラノイア問題』が20世紀初頭から展開された。」とされ³、長期にわたって議論が続いているようである。もっとも、今日でも、ICD-10（WHOの国際疾病分類）では、持続性妄想性障害（F22）に、DSM-5（精神疾患の診断・統計マニュアル）では、妄想性障害（297.1）に含められている。この内、DSM-5の妄想性障害については、以下のようなものとなっている。

「A. 1つ（またはそれ以上）の妄想が1カ月間またはそれ以上存在する。
B. 統合失調症の基準Aを満たしたことがない。（…）C. 妄想またはそれから波及する影響を除けば、機能は著しく障害されておらず、行動は目立って奇異であったり奇妙ではない。D. 躁病エピソードもしくは抑うつエピソード

ドが生じたとしても、それは妄想の持続期間に比べて短い。E. その障害は、物質または他の医学的疾患の生理学的作用によるものではない。また、醜形恐怖症や強迫症など他の精神疾患ではうまく説明されない。」とされ、さらに、被愛型、誇大型、嫉妬型、被害型、身体型、混合型、特定不能型の7つの型があげられている⁴。

本件の事実関係からすると、妄想性障害の典型ともされる被害型⁵にあたるということになるであろうか。

また、本件控訴審判決理由の中で示された控訴審鑑定人の見解では、「『①環境に対する人格の反応として妄想が生じ、その妄想が固定し、進展する。これには患者の人格特性（体質）が大きく関与する。②妄想の原点として、不安・恐怖・疑惑・怒りなど、自己の存在を根底から揺るがす「感情的な」出来事又は状況が存在し、「合理的」判断を圧倒する。③妄想は限局的なものであり、個人的意味地平（世間）をはみ出すことはない。一方、妄想が関与しない日常生活は正常に保たれ、妄想の持続にも関わらず病前の人格は保たれる。④妄想（観念）と異常体験（感覚）は融合し、一体をなしている。患者はしばしば「体験」から妄想を説明するが、体験は「証明のための」確証として一面的に歪められていることが多く、時には「幻覚」の様相を帯びることもある。⑤患者は妄想に対して観察的・探索的行動をとる。すなわち、証拠を集め、細部にわたる鮮明な証言をし、対抗措置を講じ、時には妄想対象に対する攻撃的・好訴的行動をとることもある』、といったパラノイアの精神病理学的特徴は、いずれも被告人に当てはまる。」「被告人は、自分は被害者だといいいながら、妄想対象に対する攻撃的・好訴的行動を取るパラノイアの患者の典型であるとしている。」、とされている。

ともかく、控訴審の認定によると、被告人のり患した精神疾患としては妄想性障害が肯定されていることになる。だが、よりいっそう重要な問題は、被告人に存する妄想症状が弁識能力・制御能力にいかなる影響を及ぼしたか（これらをどの程度害していたのか）、ということになる。

3. 本件判断（控訴審判断）と妄想等が認められる場合の他の責任能力判断事例

(1) 本件判断（控訴審判断）

責任能力判断は、通常、行為者に精神障害が認められ責任能力の有無（程度）に疑いが生じる場合に、責任能力を肯定する方向での事情（弁識能力と制御能力の喪失・著しい減少を否定する方向での事情あるいは正常な精神作用を窺わせる事情）と責任能力を否定する方向での事情（弁識能力と制御能力の喪失・著しい減少を肯定する方向での事情あるいは正常ではない精神作用を窺わせる事情）の両面を検討、評価し、なされる判断であると解される。ところ、本件判断（控訴審判断）も、このような方法による判断がなされていると言えよう⁶。あくまで事案に即した判断であるが、やや単純化し本質的な内容と解されるものを示すとすれば、次のようなものになろう。すなわち、犯行動機が妄想でしか説明がつかず、その妄想が当該犯行の決定的な原因であり、かつ、その妄想は深刻なものであり、それによって衝動性、攻撃性が極めて高まった結果の犯行である場合には、少なくとも心神耗弱、とくに制御能力の著しい減少が認められうる、といった内容になろうかと思われる。つまり、犯行への意思決定が妄想でしか説明・理解できず、その妄想の影響によって抑制方向での精神作用も大きく害されていることがポイントということになろう⁷。このような本件控訴審判断と他の妄想等が認められる場合の責任能力に関する判断事例との相違も問われるところである。比較的よく知られた妄想等の影響が問題となった責任能力判断事例をいくつか見ることにする。

（2）妄想等が認められる場合の他の責任能力判断事例

本件と同じく妄想性障害に関する①最判平成27・5・25（判時2265号123頁・加古川事件）では、近隣の者から見下されているなどと感じ反感や憎しみを募らせた被告人が、その近隣の者を包丁を持って襲撃し、突き刺すなどして7名を殺害し1名に重傷を負わせたという事案につき、a) 性格特性として短気で攻撃的であり、そうした性格から犯行のかなり以前から殺害動機を形成していること、b) 妄想内容は、自分たちを追い出そうと画策しているなどというものであって、自分たちの生命・身体を狙われていて攻撃しなければ自分たちがやられるといった差し迫った内容のものではないこと、また、その内容も現実に基盤を置いて生じたもので理解可能であること、c) 犯行の合目的性、首尾一貫性、記憶の欠如の不在、などを指摘した上で、「被告人は、妄想性障害のために、被害者意識を過度に抱き、怨念を

強くしたとはいえようが、同障害が本件犯行に与えた影響はその限度にとどまる上、被告人の妄想の内容は、現実の出来事に基礎を置いて生じたものと考えれば十分に理解可能で、これにより被害者意識や怨念が強化されたとしても、その一事をもって、判断能力の減退を認めるのは、相当とはいえない。]、「被告人が、妄想性障害により、その判断能力に著しい程度の障害を受けていたとする(…)鑑定意見は、その結論を導く過程において、妄想の影響の程度に関する前提を異にしているといわざるを得ない。(…)被告人の事理弁識能力及び行動制御能力が著しく低下していたとまでは認められないとする原判決(筆者補足：大阪高判平成 25・4・26 LEX/DB25540670)は、経験則等に照らして合理的なものといえ」る、とされている。同じく妄想性障害に関する②最決令和元・7・11 (LEX/DB25570480・周南事件)では、約 10 年間にわたり近隣住民から噂されたり、挑発や嫌がらせを受けたりしているとの妄想を抱いていた被告人が、報復しようと考え、近隣住居 4 軒において住人 5 名を木製棒などを用いて殴打するなどして殺害し、うち 2 軒の家屋に放火し全焼もさせたという事案につき、控訴審判決(広島高判平成 28・9・13 LEX/DB25543809)が、一審判決(山口地判平成 27・7・28 LEX/DB25540922)は、同審で報告された鑑定を前提に、「被告人は、近隣住民から噂され、挑発や嫌がらせを受けているという妄想により、かねてから各被害者及び D (筆者補足：近隣住民の一人) の夫に対して一度に報復することを考えており、本件各犯行はその考えに基づいて実行されたもので、凶器となる本件木製棒や自殺する際に使う物を携えて各事件現場を訪れ、本件木製棒等を用いて順次被害者を殺害し、電話機のコンセントを抜くなど、報復の完遂にとって重要と考える行為をした後、自殺しようと山中に入っていること、本件妄想は、生命に対する差し迫った危機感を生じさせるものではなく、被告人は自己の行為が犯罪であると十分認識していたのみならず、社会のルールに合わない行為であると認識する能力も十分に有しており、自らが受けたと思い込んでいる被害と比べてバランスを欠かないと自分の中で納得していたにすぎないこと、本件妄想によって生じた感情が被告人の粗暴性を高める一因となっていたとしても、それによって行為の選択肢が狭められたとは考え難く、本件妄想は犯行動機の形成過程には影響しているが、報復するか、どのような方法により報復するかは、被告人が元来の人格に基づ

いて選択したことを指摘し、被告人が本件各犯行当時完全責任能力を有していたと認定して」おり、この判断に「不合理な点はない」としたことについて、これを是認して、「各殺人及び放火についての動機の形成過程には、(…) 妄想が影響しているものの、被告人は自らの価値観等に基づいて各犯行に及ぶことを選択して実行したもので、(…) 妄想が本件各犯行に及ぼした影響は大きなものではない。」とされている。

いずれも、一審の死刑判決を維持した控訴審判断を肯定した事例である。

また、——統合失調症による妄想の場合であるが——③東京高判令和元・12・5（判タ1477号110頁・熊谷事件）では、統合失調症にり患した被告人が、その影響により自分とその親族の命が狙われ、追跡を受けているという妄想の下、3日間にわたり、3軒の民家に侵入し、家人合計6名を包丁で突き刺すなどして殺害して、金品を強取し、うち4名の死体を浴槽等に移動させて隠匿して遺棄したという事案につき、一審判決（さいたま地判平成30・3・9判時2416号98頁）が、「本件各事件当時、被告人に精神障害の影響があったにせよ、個々の具体的な犯行の決意、実行場面においては、残された正常な精神機能に基づく自己の判断として、他にも選択可能な手段があったのに、犯罪になると分かっているながらあえて各犯行に及んだものと認められる。したがって、精神障害の影響により、被告人の善悪の判断能力や行動制御能力が著しく劣った状態にもなかつたと認めるのが相当である。」としたことについて、（一審で実施された）鑑定を正しく理解せずに判断したものとわざわざを得ないなどとして、この判断を不合理であって採用できないとし、次のような判断がなされている。すなわち、「被告人が本件各犯行に及んだことは、統合失調症により本件各妄想を有し、精神的な不穏状態にあったことを考慮しなければ了解することが困難と考えられる。（筆者補足：「精神的な不穏状態」については、「状況を誤って被害的に確信し、その誤った確信によって衝動的で突発的な行動をする状態」とされている。）」、「住居侵入や殺人の動機は、妄想の存在を前提にしなければ生じ得ないものである上、その内容も了解することが困難なものである。各死体遺棄については、いずれも殺人に引き続いて行われたもので、犯行の発覚が追跡者や警察に発見されることを意味することからすれば、本件各妄想や精神的な不穏状態の影響によるものと考えて矛盾はない。」などとし、他方で、「本件各妄

想は、それ自体が被告人に一定の行為を命ずるような内容」ではないこと、警察官に発見された際も積極的に攻撃を加えておらず、警察官の呼びかけに対しても交番に行くことに応じるかのような発言もしており、「自発的な判断の余地が残されていたと考えられる」こと、「本件各事件現場において、被告人が生命への危機を感じていたとしても、各被害者が被告人に対する加害行為に及んだとは考え難く、被告人は、防衛というより危機から逃れる手段として殺害に及んだということになるから、この点でも、被告人の自発的意思に基づく側面はあったといえる。」こと、「被告人が自己の行為の違法性も理解していた」とみてよいこと、などを指摘した上で、「被告人が統合失調症に影響された行動をとっており、その影響が非常に大きかったことは否定できないが、他方で、被告人の自発的意思に基づく部分も一定程度残されていたと考えられる。以上によれば、本件各犯行が本件各妄想及び精神的な不穏状態に非常に大きく影響されていたものの、これらに完全に支配されていたとまで評価することはできず、被告人は、本件各事件当時、心神耗弱の状態にあったと認められる。」とされている〔一審の死刑判決が破棄され無期懲役とされた⁸⁾〕。

また、——覚せい剤精神病による妄想等の場合であるが——④東京高判平成 31・4・24 判時 2486 号 95 頁・東村山事件)では、かつて覚せい剤を使用したことにより 30 代頃から覚せい剤精神病に罹患し、自分の頭の中に年配の男性がいるとの妄想や、その男性から自殺や殺人を命ぜられる幻聴を生じ、入退院を繰り返していた被告人(行為時に 50 歳を過ぎていた)が、そうした状況の中、その男性から「人を殺せ」と命ぜられる妄想や幻聴を何度も体験し、それにより自宅アパート隣室に家事手伝いに来ていた 73 歳女性 A を殺害しようとして決意し、隣室にナイフを持って赴き刺すなどして A を殺害したという事案につき、一審判決(東京地判立川支部平成 30・9・13 判時 2486 号 100 頁)が、「覚せい剤精神病が本件犯行に与えた影響は直接的なものである上、幻聴がなければ、被告人が被害者を殺害しようとして決意することはなかったともいえ(…)、覚せい剤精神病は、本件犯行に著しい影響を与えているといえる。」としながら、他方で、「(…)妄想・幻聴によって被害者の殺害を決意した後、これを実行に移す際に、正常心理に基づいて自己の保身に思いを巡らせた上、その判断に基づいてそれなりに合理的な犯行発

覚防止行動を的確にとることができているといえ、覚せい剤精神病が本件犯行に及ぼした影響は圧倒的なものとまではいえず、被告人には、被害者の殺害が違法であることが分かっていたことはもとより、自分の行動を制御する能力についても、一定程度残っていたものと認められる。」とし心神耗弱としたことについて、「被告人の精神障害の本件犯行への影響の程度や、被告人の行動制御能力の判断に当たって、考慮すべき要素を看過ないし軽視するなどして」おり不合理であるとして、次のような判断がなされている。すなわち、「本件時の幻聴が、被告人に被害者殺害を命じたという点で、直接的であり、被告人が本件犯行に及ぶ唯一の原因がその幻聴であったことに加えて、同じ声の幻聴が元々被告人に非常に強い支配力を持ったものであったこと、本件時の幻聴の現れ方も、強く、執拗であったこと、本件犯行行為の人格異質性は顕著であることなどが認められるのであり、これらを考慮すると、被告人の精神障害の本件犯行への影響の程度は原判決の評価にとどまらず極めて強いものであったと認められる。」とし、さらに、制御能力の評価について、「刑事責任能力の判断基準としての行動制御能力の本質は、自らが行おうとする行為（犯行）が悪であることが判断できている場合に、その行為を行わないでいることができる能力であって、犯行ないしその準備行為を行うに当たって合理的に行動を制御する能力ではない。」と指摘した上で、一審判決は、「行動制御能力の評価に当たって、犯行発覚防止行為の存在を過大に評価し、また、その行為の合理性等の程度についても過大に評価しているといわざるを得ない。」とし、結論として、「被告人の精神障害が本件犯行に及ぼした影響が圧倒的なもので、被告人が、本件犯行当時、行動制御能力が失われ、心神喪失であったことの合理的疑いは残るといふべきである。」とされている〔一審判決は破棄され無罪とされた〕。

これらの判断と本件判断（上記の本質的な内容と解されるもの）を基点とし対比するならば⁹、いかなる差異や共通点を有するといえるのであろうか。

上述のように、本件判断の本質的内容と解されるものが、犯行動機が妄想でしか説明がつかず、その妄想が当該犯行の決定的な原因であり、かつ、その妄想は深刻なものであり、それによって衝動性、攻撃性が極めて高まった結果の犯行である場合には、少なくとも心神耗弱、とくに制御能力の著しい減少が認められうる、といった内容であるならば、①、②についてはこれに

は当たらず、③、④についてはこれに該当するということになるのではなからうか。まず、①、②ともに、妄想性障害による妄想の影響から離れた元来の性格や元来の人格（その妄想によって弁識能力・制御能力が低減させられていないという意味での正常な精神作用）から犯行動機あるいは犯行への意思決定が説明・理解可能であり、またその可能性が優先する場合と評価したもの（したがって、妄想でしか説明ができない場合ではないとしたもの）といえ、さらに、妄想による衝動性、攻撃性が極めて高まった結果生じた犯行であるかについては、「被害者意識や怨念が強化された」とどまる、「粗暴性を高める一因」であっても行為の選択肢が狭められたとは考え難い、といった指摘からすると、犯行へと直接つながる程に妄想は深刻なものではなく、妄想による衝動性、攻撃性の高まりもそれほど高度ではなかったと評価したもの（抑制方向での精神作用も大きく害されている場合ではないとしたもの）といえるように思われる。他方、③、④については、統合失調症により本件各妄想を有し、精神的な不穏状態にあったことを考慮しなければ了解することが困難、あるいは、幻聴がなければ被告人が被害者を殺害しようと決意することはなかった、といった指摘からすると、妄想等でしか説明ができない場合であると評価したものといえ、さらに、妄想等による衝動性、攻撃性が極めて高まった結果生じた犯行であるかについては、③では、妄想および精神的な不穏状態が各犯行に及んだ決定的な動因に位置づけられ、その精神的な不穏状態とは「状況を誤って被害的に確信し、その誤った確信によって衝動的で突発的な行動をする状態」とされていることからすると、犯行へと直接むすびつく程度の衝動性、攻撃性があったと評価したもの（抑制方向での精神作用が大きく害されている場合であるとしたもの）ともいえるように思われ、④についても、幻聴が被告人に被害者殺害を命じた点で直接的であること、犯行に及ぶ唯一の原因がその幻聴であったこと、行為時の幻聴の現れ方も強く、執拗であったこと、本件犯行行為の人格異質性が顕著であることなどの指摘からすると、やはり犯行へと直接むすびつく程度の衝動性、攻撃性があったと評価したもの（抑制方向での精神作用が大きく害されている場合であるとしたもの）といえるように思われる。なお、④については、加えて、このような高い程度の抑制方向での精神作用の毀損を、一定程度減殺するような事情もなかった場合であり、それにより、制御能力が失われ心

神喪失であるとの疑いが残るとされたものといえよう。

本件判断を基点に考えると、一応、このような分析・評価も可能ではないであろうか¹⁰。

4. おわりに

ところで、本件判断では弁識能力と制御能力（犯行を思いとどまる能力）を分けて検討し、結論として、前者を肯定し、後者の制御能力が著しく減少していたことを認めている（上記④でも、同様の判断方法を前提としているといえ、かつ、制御能力につき、その内容を明示的に示した上で、判断がなされている）。現在、このような弁識能力と制御能力を分けて論じることに関しては消極的な見解も見られ、さらには、犯行を思いとどまるという意味での制御能力要件を明確に不要とする見解¹¹も活発に展開されているところであるが、本件のような判断（大審院判例（大判昭和6・12・3など）をベースとした責任能力の実体要件の理解とその判断¹²）が、近時もやはり、裁判実務において実践されていることには留意する必要がある。

また別に、妄想に関する責任能力判断について、「もし妄想がなかったとすればどうであったかを問うべきであり、妄想性障害を肯定しつつ、そうであったとしても当該犯行を行わないことができたとして、完全責任能力を認めることには賛成できない。」との指摘¹³もなされている。確かに、この指摘が、残存している正常な精神作用に過度に着目し、それを殊更強調することによって完全責任能力を認めることへの戒めであるならば、適切な指摘といえよう。だが、このような考え方を突き詰めるならば、行為時に妄想性障害が認められることをもって、あるいは、妄想が犯行への動機形成過程に一定の影響を及ぼしていることをもって、「その妄想」なければ「その犯行」なし、として、いわば緩やかな因果関係が認められさえすれば、つねに完全責任能力は認められないということにもなりうるが、それでは行き過ぎではないであろうか。責任能力の問題が、精神の障害（妄想等の症状）によって弁識能力や制御能力が喪失ないし著しく減少しているのかを問うことにあるならば、妄想等が動機形成過程に一定の影響を及ぼしてはいるが、なおそれが弁識能力や制御能力を著しく減少させるにまで至っていなければ完全責任能力とする余地はあるのではなからうか。もちろん、その際、妄想等の作用

(精神障害の重篤さの程度)の論定にあたっては、安易な素人的な判断は厳に慎まなければならないことは言うまでもないであろう。

【注】

- 1 なお、「1 近隣の住人 5 人を殺害した事案につき、犯行当時妄想性障害の強い影響を受けていたとして、心神耗弱を認定した事例 2 控訴審において精神鑑定を行い、1 審での精神鑑定と控訴審での精神鑑定の内容を比較検討して、判断の基礎とする鑑定を定め、これに従って検討した結果、完全責任能力を認定した 1 審判決には事実誤認があるとして、死刑判決を破棄して無期懲役刑を言い渡した事例」法律時報 2515 号 77 頁 (本件控訴審解説)では、「主として、50 条鑑定を担当した精神科医の見解を採用している。」とされている。
- 2 犯行時、被告人は、操作的診断基準によれば妄想性障害 (伝統的精神医学ではパラノイア)に罹患しており、犯行時は病状が悪化し、長年かけて体系化した被害関係妄想、妄想知覚、被影響妄想、解釈妄想、妄想追想などが非常に活発な状態だった、などとしたもの。
- 3 中谷陽二「パラノイア」加藤敏ほか編『現代精神医学事典』(2016) 847 頁以下参照。さらに、宇野昌人「妄想症」加藤正明ほか編『精神医学事典』(2001) 768 頁以下参照。
- 4 『DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル』高橋三郎=大野裕監訳 (2014) 90 頁以下。ICD の診断ガイドラインについては、『ICD-10 精神および行動の障害』新訂版 融・中根ほか監訳 (2005) 107 頁以下参照。
- 5 この被害型については、例えば、『カプラン臨床精神医学テキスト 日本語版第 3 版/原著第 11 版』井上令一監修 四宮滋子=田宮聡監訳 (2016) 374 頁では、「被害妄想は、妄想性障害の典型的な症状である。臨床医にとって、おそらく被害型と嫉妬型が最も出会う機会の多い妄想であろう。この型の患者は、自分に被害ないし危害が及ぼされていると確信している。その確信はしばしば不満感、易刺激性、そして怒りを伴い、その対象に対して自分の怒りを行動化し、その人物を攻撃したり、殺害したりすることさえある。またなかには自分に被害を与えていると確信する対象に対して公式な訴訟を起こし、それに専心してしまう者もある。この障害における被害妄想は、統合失調症にみられるそれと対照的であり、明快で理論的、そして被害主題が精巧に体系化されており、このことがこの障害における注目すべき特徴である。」などとされている。
- 6 前掲注 (1) 解説 79 頁でも、本件判断につき、「被告人の行動を、妄想性障害の影響の方向と、正常な精神作用によるものの方向との両方向から分析し、その上で総合評価した」事例とされている。

- 7 なお、この控訴審判決自体については好意的な評価が多いように思われる。例えば、浅田和茂「大量殺人事件につき妄想性障害による心神耗弱を認めた原判決を維持した事例」（本件判批）新・判例解説 Watch vol.30 200頁では、「その内容は十分に説得的である。」とされている。さらに、稗田雅洋「妄想等が犯行に影響を及ぼした場合の責任能力判断——高裁破棄判決2件を契機に考える——」刑事法ジャーナル No.68 97頁以下など参照。
- 8 なお、この東京高裁判決については、最高裁でも是認された。最決令和2・9・9 LEX/DB25567184 参照。
- 9 ここで挙げた判断は、いずれも事案に即した判断であり、診断名にもばらつきがあり、安易な対比には当然慎重でなければならない。ただ、妄想という症状が犯行に影響を及ぼしている点ではいずれも共通しており、その場合の適切な責任能力判断を考えるにあたって、こうした対比も一定のメリットはあるように思われる。
- 10 もっとも、ここで挙げられた各判断については、肯定的な見解、批判的な見解、様々である。その一部ではあるが、例えば、①については、肯定的なものとして、小池信太郎「妄想と責任非難——妄想性障害と責任能力に関する裁判例の動向」法律時報 90 卷 1 号 23 頁。「本判決のアプローチは一定の説得力を備えているように思われる」とする。批判的なものとして、岡上雅美「医師の鑑定意見を採用し得ず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例」（判批）ジュリスト 1492 号 150 頁。最高裁が指摘している「事実は、妄想性障害の影響を否定する方向に働くのではなく、むしろ妄想性障害の典型例であるとも解釈しうる」などとする。さらに、浅田和茂「精神医学者の鑑定結果を採用せず死刑を言い渡した原判決が維持された事例」（判批）新・判例解説 Watch vol.20 202 頁。また、②については、批判的なものとして、その一審山口地裁を対象とするものであるが、中谷陽二「精神障害者の刑事責任能力——最近の事例にみる裁判の傾向——」精神神経学雑誌 122 卷 2 号 114 頁。「いわば“精神病理抜きの正常心理学”を展開している印象を否めない。」とする。これに対して、②について、一定の理解を示すものとして、稗田・前掲注 (7) 102 頁以下。また、③については、肯定的なものとして、小池信太郎「熊谷 6 人殺害事件——責任能力の判断」法学セミナー 793 号 28 頁。「鑑定が述べようとする病態の重さと犯行とのありうる関連を丁寧に読み取ることが重要であることを印象づける判断である。」とする。批判的なものとして、城祐一郎「どうして心神耗弱だと死刑にならないのか（下）」捜査研究 856 号 32 頁。「あまりに強引に目的、動機を妄想に結び付けようとするもので、その根拠を明らかにしているとは言い難い」、「牽強付会といわれても仕方のない認定である」などとする。さらに④については、肯定的なものとして、——本事案の担当弁護士によるコメントであるが——伊藤莊二郎「控訴審で覚醒剤精神病の影響で心神喪失により無罪とされた事例」刑事弁

護 110 号 30 頁。「第一審は、行動制御能力が『犯行ないしその準備行為を行うに当たって合理的に行動を制御する能力』(≒犯行遂行能力)であることを前提にしていると思われる。その結果、一連の犯行発覚防止行為の一見合理的に見える部分に目を奪われ、それらを過大評価し、その反面、相対的に妄想・幻聴の支配力の強さを過小評価したと考えられる。」としている。批判的なものとして、城祐一郎「どうして心神耗弱だと死刑にならないのか(下)」(上記)41頁。「東京地裁立川支部判決が妥当であると思われる」とする。もっとも、他方で、「本件東京高裁判決のような判断もやむを得ないところがある事案であったといえる」ともされている。

- 11 近時の代表的な論者として、樋口亮介「責任能力の理論的基礎と判断基準」論究ジュリスト 19 号 (2016) 198 頁以下参照。さらに、竹川俊也「精神疾患と責任能力——総論——」刑事法ジャーナル No.72 17 頁以下参照。「制御能力を責任能力の要件として存置することの合理性には、疑問があるといえよう」とする。また、大野洋・酒井孝之・清水拓二・長谷川英「責任能力判断の実践的検討(上)」14 頁以下でも、「①責任能力判断の実質を理解するためには、事理弁識能力と行動制御能力の峻別に拘泥せず、当該犯罪行為を実行するという意思決定過程(外界の情報を収集し、それに基づき、他の選択肢を考慮しつつ犯意を形成し、実行に至るといって一連の過程。以下、単に『意思決定過程』ともいう。)に焦点を絞り、同過程における病的体験の影響の有無及び程度を確定した上で、犯行時に病的体験に毀損されていない行為者の判断能力が、同過程において、どの程度機能したかを規範的に評価することが重要である、②そして、その評価の際、同過程の『入口』ともいえる外界の状況を認識する能力(以下『状況認識能力』ともいう。)に、病的体験による毀損がどの程度生じていたかに着目することが有益である(換言すると、事理弁識能力と行動制御能力を接続して理解する上で、状況認識能力が重要なファクターとなる。)」, といった見解が示されており、これも同様の方向の立場を示すものといえよう。
- 12 最近の論稿としても、例えば、稗田・前掲注(7)85頁では、「刑事裁判実務に関わる者には周知の通り、刑法 39 条が定める責任能力の判断について、判例は、大審院以来、精神の障害(生物学的要素)と是非弁識能力・行動制御能力(心理学的要素)という 2 つの要素による複合的(混合的)判断により行うことを求めていると理解されている。」とされ、城祐一郎「どうして心神耗弱だと死刑にならないのか(上)」捜査研究 855 号 66 頁でも、「最高裁は、伝統的に、(…)生物学的要素と心理学的要素を共に要求する考え方に基づき、『心神喪失』とは、精神の障害により、行為の是非を判断する能力(是非弁別能力)がないか、又は、この能力に従って行動する能力(行動制御能力)がない状態であり、『心神耗弱』とは、精神の障害により、是非弁別能力、又は、行動制御能力が著しく減退した状態である(昭和 6 年 12 月 3 日大審院判決・刑集 10 卷 682 号)と解されてきて

おり、現在までこの見解に変更はありません。」とされている。また、平成27年度司法研究『裁判員裁判と裁判官—裁判員との実質的な協働の実現をめざして—』研究員 島田一・足立勉・丸山哲巳・渡邊史朗（第70輯第1号 2019）でも、責任主義に関して、「『刑法の下では、自分の行為がやってもよいことか悪いことかを判断することができ、その判断に従って思いとどまることができたのに、犯罪行為を選んで行動したことが非難されるので、そのような場合には刑罰を科すことができる。しかし、精神障害などの影響により、自分の行為がやってもよいことか悪いことか判断できないときや、悪いことと分かっていても自分の意思で思いとどまることができない場合には、それを非難することができないので、刑罰を科すことができない。』』といった説明がなされているとの実情を示した上で、「この説明は、行為の善悪を判断する能力と、その判断に従って自分の行動をコントロールする能力が、責任能力の要素になっていることを理解するために有用であり、両方の要素を判断する必要のある事案により適した説明といえる。」（92頁以下）とされており、また加えて、裁判実務の実情に関して、「責任能力について、『自分の行為について、してもよいことなのか悪いことなのかを判断する能力と、その判断に基づいて自分の行動をコントロールできる能力である』などといった説明のもとに、『心神喪失とは、精神障害の影響により、自分の行動について、してもよいことなのか悪いことなのかの判断能力、またはその判断に従って行動をコントロールする能力が失われている状態のことであり、心神耗弱とは、精神障害の影響により、その善悪の判断能力、またはその判断に従って行動をコントロールする能力が著しく低下している状態である。』などといった判断枠組みを用いている例は多い。」とし、「こうした判断枠組みを提示しても、裁判員の理解に特段支障は生じていないと述べる裁判官も少なくない。」（99頁）ともされている。こうした記述からすると、同研究においても、弁識能力と制御能力のそれぞれを責任能力の実体要件とすることに反対する立場が採られているわけでもなく、また、とくに制御能力を不要とする立場が採られているわけでもないように思われ、さらに、このような実体要件とその判断という判断枠組みが、裁判実務において有効に機能している（あるいは有効に機能している場合も少なくない）ことが示されているともいえよう。

13 浅田・前掲注（7）202頁。

（やの・しょうごろう 桐蔭横浜大学法学部准教授）